

青教指第597号
令和3年1月5日

市内小・中学校長 殿

青梅市教育委員会
教育長 岡田芳典
(公印省略)

今後の教育活動の実施の考え方について（通知）

今までも市内小・中学校では、新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施していただく中で、教育活動を進めていただいていたところです。

しかしながら、令和3年1月4日付2教総総第2075号「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）」にあるとおり、東京都は、既に感染状況が、これまでとは全く異なったステージに入ったことから、神奈川県、埼玉県、千葉県と共同し、「一都三県緊急事態行動」として、徹底して人流を抑制していく対応をすることとなりました。報道によれば、1月7日には国の緊急事態宣言も正式に決定する方針であります。本市においても、既に感染者や濃厚接触者に特定された児童・生徒が発生しております。

3学期に予定されている多くの学校行事等は、児童・生徒にとって大きな教育効果が期待できる場所ではありますが、本市としては、国や都の方針を重く受け止め、あらためて感染症対策を徹底して講じていく必要があると認識しております。

市内小・中学校においては、下記のとおり、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策を一層徹底してください。児童・生徒一人一人には、自らが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、保護者に対しても、学校だより等を活用するなどして周知していただきますようお願いいたします。教職員については、会計年度任用職員や学校に出入りする業者等も含めて、感染対策を徹底するようお願いいたします。

これから、受験シーズンになりますので、受験生がもてる力を十分に発揮できるよう、万全の感染防止対策をお願いします。

また、本通知における対応策は、現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予めご承知おきください。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

今後、感染状況に応じて、学校における対面での指導と、ICTを活用した動画配信等を含めた家庭での学習等への準備を進める。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察
（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
（登校時に健康チェック表の確認）
- 教室等における密集の回避
（児童・生徒等同士の間隔を1 m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 学習活動について

- 1月31日まで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

（例）

- ・ グループや少人数等での話し合い活動
- ・ 理科における児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダーや鍵盤ハーモニカ等）を用いる活動
- ・ 図画工作、美術における児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防等）

(3) 部活動について

- 1月31日まで、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

※小学校においても、教員の指導の下で放課後や土日に活動を行うクラブ活動等については同様とする。

(4) 学校行事について

○1月31日まで、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動は中止する。

※なお、修学旅行等、宿泊を伴う行事および卒業式、入学式については、別途通知する。

(5) 学校公開等について

○1月31日まで、対面による保護者や外部人材を招いた学校行事、公開授業等は中止とする。ただし、2月以降に延期する場合は、指導室に相談の上、実施の有無を決定する。

(6) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(7) 放課後の活動における感染症予防策および生活指導の徹底

○放課後は速やかに帰宅する。

3 家庭における感染症対策の依頼(家庭に持ち込まない行動をお願いする)

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)

○毎朝検温、健康観察(家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)

○十分な換気

○手が触れる場所などの消毒

○タオルなどを共用しない。

○20時以降の不要不急の外出は避ける。

○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。

○買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。

○体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。

○同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）
- 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
- 委託事業者に対しても健康管理を徹底すること

(2) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 家庭における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
 - 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。
- ※教職員等は、勤務が終了後できるだけ速やかに帰宅し、健康管理に務める。

5 オンライン学習等への準備について

今後、感染の状況に応じて、登校における対面指導とICTを活用した動画配信等を含めた家庭での学習を組み合わせ実施できるよう、各学校において準備を進めること。

6 その他

市主催の研修会等については、別途通知する。

以上

【連絡先】青梅市教育委員会

TEL 0428-22-1111

学務課 2361

指導室 2376

以上